

令和7年栗山町議会定例会  
5月臨時会議議案

開会 令和7年5月20日

栗山町議会議場

令和 7 年栗山町議会定例会  
5 月臨時会議

議 事 日 程

令和 7 年 5 月 2 0 日  
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 案 番 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		会期の決定	
4		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
5		常任委員の選任について	
6		議会運営委員の選任について	
7	報 告 第 1 号	令和 6 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について	
8	報 告 第 2 号	栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	
9	報 告 第 3 号	栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について	
10	議 案 第 1 号	令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）	



## 会 務 報 告

2月27日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
〃日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	南空知ふるさと市町村圏組合令和7年第1回定例会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)
28日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	そらち南農業協同組合、そらち南農業協同組合女性部、そらち南農業協同組合青年部、栗山町農民協議会、栗山土地改良区との一般会議を第1会議室で会議した。
3月1日	北海道栗山高等学校令和6年度第77回卒業証書授与式に議長に代わり総務教育常任委員長が出席した。
2日	継立町内連合会敬老会に議長が出席した。
4日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
7日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	総務教育常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	栗山建設協会創立70周年記念式典・祝賀会に議長が出席した。
8日	第36回北海道介護福祉学校卒業証書授与式に議長が出席した。
10日	栗山建設協会との一般会議を第1会議室で開催した。
11日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
12日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会報酬を考える小委員会を委員会室で開催した。
13日	中長期財政問題等調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
〃日	総務教育常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
18日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	道営農地整備事業（経営体育成型）継立南部地区継立北部地区竣工式及び祝賀会に議長が出席した。
21日	栗山商工会議所通常議員総会懇親会に議長が出席した。
24日	令和6年度栗山町青年農業賞表彰式に議長に代わり副議長が出席

	した。
27日	第2回栗山町南部地区医療環境のあり方に関する意見交換会に議長が出席した。
28日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
29日	マニフェスト・アワード・コレクションに議長がオンライン登壇した。
31日	栗山町農民協議会第63回定期総会に議長が出席した。
4月4日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
5日	第38回北海道介護福祉学校入学式に議長が出席した。
8日	北海道栗山高等学校令和7年度入学式に議長が出席した。
〃日	令和7年度第1回くりやまハーフマラソン実行委員会に議長が出席した。
14日	議会モニター会議を第1会議室で開催した。
15日	栗山町身体障害者福祉協会令和7年度総会に議長に代わり副議長が出席した。
18日	令和7年度南空知町村議会議長連絡協議会総会に議長に代わり副議長が出席した。
21日	小林酒造新工場地鎮祭に議長が出席した。
23日	令和7年度栗山町遺族会総会に議長が出席した。
24日	空知町村議会議長会令和7年第2回役員会に議長が出席した。
	(於 雨竜町)
〃日	栗山地区保護司会令和7年度定期総会・懇談会に議長が出席した。
25日	栗山消費者協会令和7年度定期総会に議長が出席した。
〃日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
〃日	第96回栗山地区メーデーに議長が出席した。
5月8日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会報酬を考える小委員会を委員会室で開催した。
13日	令和7年度栗山町国道234号整備促進期成会総会に議長が出席した。

## 議案の提出について

令和7年栗山町議会定例会5月臨時会議に報告第1号から報告第3号まで及び議案第1号から議案第4号までを別紙のとおり提出する。

令和7年5月20日

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町長 佐々木 学

## 報告第1号

### 令和6年度栗山町一般会計補正予算（第12号）の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

令和6年度栗山町一般会計補正予算（第12号）について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

栗山町長 佐々木 学

令和6年度栗山町一般会計補正予算（第12号）

令和6年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,288千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,400,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 町税		1,231,931	23,190	1,255,121
	1 町民税	506,931	6,946	513,877
	2 固定資産税	538,935	12,454	551,389
	3 軽自動車税	35,988	1,011	36,999
	4 町たばこ税	100,768	1,613	102,381
	5 都市計画税	47,880	1,341	49,221
	6 入湯税	1,429	△175	1,254
11 地方交付税		3,843,553	245,117	4,088,670
	1 地方交付税	3,843,553	245,117	4,088,670
18 寄附金		349,225	△1,177	348,048
	1 寄附金	349,225	△1,177	348,048
19 繰入金		463,679	△240,142	223,537
	1 基金繰入金	463,501	△240,142	223,359
22 町債		2,843,419	△700	2,842,719
	1 町債	2,843,419	△700	2,842,719
歳 入 合 計		12,373,955	26,288	12,400,243

歳出款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,623,222	25,288	2,648,510
	1 総務管理費	2,572,675	25,288	2,597,963
4 衛生費		2,281,742	-	2,281,742
	2 清掃費	280,186	-	280,186
6 農林水産業費		575,106	-	575,106
	1 農業費	545,808	-	545,808
8 土木費		1,565,740	-	1,565,740
	2 道路橋梁費	626,305	-	626,305
	5 住宅費	594,439	-	594,439
10 教育費		1,051,522	1,000	1,052,522
	1 教育総務費	327,202	1,000	328,202
歳出合計		12,373,955	26,288	12,400,243

第 3 表 地方債の補正

1. 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
1. 公共施設等空調設備整備事業債	85,200	85,700
16. 道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設事業債	11,500	12,800
17. 御園南部地区経営体育成基盤整備事業債	10,600	9,900
18. 継立北部地区経営体育成基盤整備事業債	9,200	8,400
35. 杵臼本線道路改良事業債	87,200	86,800
36. 錦 1 号線歩道新設事業債	23,900	24,000
41. 公営住宅建設事業債	293,000	292,300

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
①	町税	1,231,931	23,190	1,255,121			
	1 町民税	506,931	6,946	513,877			
	1 個人	430,016	△ 593	429,423	2 滞納繰越分	△ 593	
	2 法人	76,915	7,539	84,454	1 現年課税分	7,393	
					2 滞納繰越分	146	
	2 固定資産税	538,935	12,454	551,389			
	1 固定資産税	511,241	12,454	523,695	1 現年課税分	9,236	
					2 滞納繰越分	3,218	
	3 軽自動車税	35,988	1,011	36,999			
	1 環境性能割	1,367	277	1,644	1 現年課税分	277	
	2 種別割	34,621	734	35,355	1 現年課税分	807	
					2 滞納繰越分	△ 73	
	4 町たばこ税	100,768	1,613	102,381			
	1 町たばこ税	100,768	1,613	102,381	1 現年課税分	1,613	
	5 都市計画税	47,880	1,341	49,221			
	1 都市計画税	47,880	1,341	49,221	1 現年課税分	1,059	
					2 滞納繰越分	282	
	6 入湯税	1,429	△ 175	1,254			
	1 入湯税	1,429	△ 175	1,254	1 現年課税分	△ 175	
①①	地方交付税	3,843,553	245,117	4,088,670			
	1 地方交付税	3,843,553	245,117	4,088,670			
	1 地方交付税	3,843,553	245,117	4,088,670	2 特別交付税	245,117	
①⑧	寄附金	349,225	△ 1,177	348,048			
	1 寄附金	349,225	△ 1,177	348,048			
	1 寄附金	349,225	△ 1,177	348,048	1 総務寄附金	△ 4,177	一般寄附金追加 300
							ふるさと応援寄附金減額 △ 4,477
					3 教育寄附金	3,000	
①⑨	繰入金	463,679	△ 240,142	223,537			
	1 基金繰入金	463,501	△ 240,142	223,359			

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	目					区分	金額	
①	1	1 財政調整基金繰入金	270,639	△ 240,142	30,497	1 財政調整基金繰入金	△ 240,142	
②	町債		2,843,419	△ 700	2,842,719			
	1	町債	2,843,419	△ 700	2,842,719			
		1 総務債	153,674	500	154,174	1 総務管理債	500	公共施設等空調設備整備事業債追加
		3 衛生債	1,707,500	1,300	1,708,800	2 清掃債	1,300	道央廃棄物処理組合廃棄物焼却施設建設事業債追加
		4 農林水産業債	21,600	△ 1,500	20,100	1 農業債	△ 1,500	御園南部地区経営体育成基盤整備事業債減額 △ 700 継立北部地区経営体育成基盤整備事業債減額 △ 800
		6 土木債	607,800	△ 1,000	606,800	1 道路橋梁債	△ 300	杵臼本線道路改良事業債減額 △ 400 錦1号線歩道新設事業債追加 100
						4 住宅債	△ 700	公営住宅建設事業債減額

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
②	総務費	2,623,222	25,288	2,648,510		500	△2,477	27,265			
	1 総務管理費	2,572,675	25,288	2,597,963		500	△2,477	27,265			
	1 一般管理費	154,500	27,762	182,262				27,762	24 積立金	27,762 減債基金積立金追加	
	4 財産管理費	140,114	-	140,114		500		△500			
	6 財政調整基金費	4,587	2,000	6,587			2,000		24 積立金	2,000 財政調整基金積立金追加	
	24 ふるさと納税推進費	340,205	△4,474	335,731			△4,477		3 1 報酬	△186 会計年度任用職員減額	
									8 旅費	△164 普通旅費減額	
									10 需用費	△8 消耗品費 事務用減額	
									11 役務費	△41,279 通信運搬費 郵便料減額 △186 運搬料減額 △14,579 手数料 郵便振替減額 △11 ふるさと納税返礼品減額 △25,198 代理納付システム決済減額 △1,305	
									12 委託料	△1,687 ふるさと応援寄附業務減額	
									13 使用料及び賃借料	△127 ふるさと納税システム等使用料減額	
									24 積立金	38,977 ふるさと応援基金積立金追加	
④	衛生費	2,281,742	-	2,281,742		1,300		△1,300			
	2 清掃費	280,186	-	280,186		1,300		△1,300			
	2 塵芥処理費	256,278	-	256,278		1,300		△1,300			
⑥	農林水産業費	575,106	-	575,106		△1,500		1,500			
	1 農業費	545,808	-	545,808		△1,500		1,500			
	4 総合土地改良事業費	51,780	-	51,780		△1,500		1,500			

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
⑧	土木費	1,565,740	-	1,565,740		△1,000		1,000			
	2 道路橋梁費	626,305	-	626,305		△300		300			
	4 地方道路整備費	167,091	-	167,091		△300		300			
	5 住宅費	594,439	-	594,439		△700		700			
	3 住宅建設費	537,074	-	537,074		△700		700			
⑩	教育費	1,051,522	1,000	1,052,522			1,300	△300			
	1 教育総務費	327,202	1,000	328,202			1,300	△300			
	4 教育諸費	42,376	1,000	43,376			1,000		24 積立金	1,000 子ども夢づくり基金積立金	
	7 学校経営改善費	49,508	-	49,508			300	△300			

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正前	(101) 149	124,869	556,701	396,695	1,078,265	219,317	1,297,582	一般職	
	-	-	-	-	-			準職	
補正	(-) -	△186	-	-	△186	-	△186	"	
	-	-	-	-	-			"	
計	(101) 149	124,683	556,701	396,695	1,078,079	219,317	1,297,396	"	
	-	-	-	-	-			"	

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	処遇改善	計
	補正前	18,738	17,210	2,239	170	43,384	841	21,154	2,454	145,798	121,144	12,730	10,740	93	396,695
	補正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18,738	17,210	2,239	170	43,384	841	21,154	2,454	145,798	121,144	12,730	10,740	93	396,695

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 前	( - )		-	532,665	345,856	878,521	182,467	1,060,988	一 般 職	
	-	/							-	/
補 正	( - )		-	-	-	-	-	-	"	
	-	/							-	/
計	( - )		-	532,665	345,856	878,521	182,467	1,060,988	"	
	-	/							-	/

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	18,738	17,210	1,773	170	41,879	841	21,154	2,454	118,821	99,346	12,730	10,740	-	345,856
	補 正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18,738	17,210	1,773	170	41,879	841	21,154	2,454	118,821	99,346	12,730	10,740	-	345,856

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(101) 7	124,869	24,036	50,839	199,744	36,850	236,594	
補 正	(-) -	△186	-	-	△186	-	△186	
計	(101) 7	124,683	24,036	50,839	199,558	36,850	236,408	

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	勤 勉	処 遇 改 善	計
	補正前	466	1,505	26,977	21,798	93	50,839
	補 正	-	-	-	-	-	-
	計	466	1,505	26,977	21,798	93	50,839

## 報告第2号

### 栗山町税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

## 専決処分書

栗山町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

栗山町長 佐々木 学

## 栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の栗山町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 報告第3号

### 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

## 専決処分書

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

栗山町長 佐々木 学

## 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例

栗山町都市計画税条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第37項」に改める。

附則第11項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栗山町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第1号

### 令和7年度栗山町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,490,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
19 繰入金		496,721	848	497,569
	1 基金繰入金	496,580	848	497,428
歳入合計		10,490,000	848	10,490,848

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
11 災害復旧費		7,214	848	8,062
	2 農林水産業施設災害復旧費	1,500	848	2,348
歳出合計		10,490,000	848	10,490,848

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款				節		説明	
	項	補正前予算額	補正予算額	計	区分		金額
	目						
⑭	繰入金	496,721	848	497,569			
	1 基金繰入金	496,580	848	497,428			
	1 財政調整基金繰入金	292,000	848	292,848	1 財政調整基金繰入金	848	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
①	災害復旧費		7,214	848	8,062				848			
	2	農林水産業施設 災害復旧費	1,500	848	2,348				848			
		2 林業施設災 害復旧費	500	848	1,348				848	10 需用費	848	修繕料 インフラ施設追加

## 議案第2号

### 中央南団地3号棟新築主体工事の請負契約について

中央南団地3号棟新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1、契約の目的  | 中央南団地3号棟新築主体工事                          |
| 2、契約の方法  | 指名競争入札                                  |
| 3、契約金額   | 141,900,000円                            |
| 4、契約の相手方 | 栗山町中央1丁目1番地1<br>松原産業株式会社<br>代表取締役 松原 由典 |

## 議案第3号

### 中里団地1号棟新築主体工事の請負契約について

中里団地1号棟新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1、契約の目的  | 中里団地1号棟新築主体工事                            |
| 2、契約の方法  | 指名競争入札                                   |
| 3、契約金額   | 153,010,000円                             |
| 4、契約の相手方 | 栗山町朝日4丁目32番地3<br>朝日産業株式会社<br>代表取締役 廣岡 延博 |

## 議案第4号

### 工業団地内道路新設その1工事の請負契約について

工業団地内道路新設その1工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1、契約の目的  | 工業団地内道路新設その1工事                           |
| 2、契約の方法  | 指名競争入札                                   |
| 3、契約金額   | 121,440,000円                             |
| 4、契約の相手方 | 栗山町字継立368番地5<br>井沢建設株式会社<br>代表取締役 喜多村 大吾 |